

伊万里市空き家情報バンク制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊万里市における空き家の有効活用を通じて、伊万里市への定住促進及び地域の活性化を図るため、伊万里市空き家情報バンク制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現に使用していない又は第5条第1項の登録申込書の提出があった日の翌日から起算して3月以内に使用しなくなる予定である市内に存在する独立した建物（居宅、店舗、事務所及び倉庫をいう。）及び付属地（建物の敷地その他建物に付随する土地をいう。）並びに建物解体後1年未満の宅地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者（仲介等を目的とした業務を行うものを除く。）及び協力事業者（第5条に規定する協力事業者をいう。）をいう。
- (3) 利用希望者 空き家情報バンクの情報を受け、空き家等の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き家情報バンク 所有者等が売却又は賃貸を行う意思のある空き家等の情報を、利用希望者に対し紹介する仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家情報バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

- 2 伊万里市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に基づき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者は、空き家情報バンクを利用することが出来ない。

(協定書の締結)

第4条 市長は、空き家情報バンクの実施に当たり、所有者等と利用希望者の媒介を行う事業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者で、市内に事務所を有する者に限る。）に

対し、空き家情報バンクによる空き家等の媒介に関する事項の協定を締結するものとする。

(空き家の登録の申込み等)

第5条 前条の協定を締結した事業者（以下「協力事業者」という。）が、空き家情報バンクによる空き家等に関する登録を受けようとするときは、伊万里市空き家情報バンク登録申込書（様式第1号）及び伊万里市空き家情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、適当であると認めたときは、伊万里市空き家情報バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録を完了したときは、伊万里市空き家情報バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該協力事業者に通知するものとする。

(登録事項の変更、取消及び成約の届出)

第6条 前条第3項の通知を受けた協力事業者は、当該登録事項に変更があったとき、又は当該登録の取消しをしようとするとき、登録物件の売買又は賃貸借の契約が成立したときは、速やかに伊万里市空き家情報バンク登録（変更・取消・成約）届出書（様式第4号）を市長に届け出なければならない。

(登録事項の取消の通知)

第7条 市長は、第5条第2項の登録後において、当該登録が次の各号に該当するときは、その登録を取り消し、伊万里市空き家情報バンク登録取消通知書（様式第5号）により当該協力事業者に通知するものとする。

- (1) 登録後3年を経過したとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき。
- (3) 登録物件の売買又は賃貸借の契約が成立したとき。
- (4) 登録取消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないと認めたとき。

(所有者等の同意)

第8条 第5条第1項に規定する申込み及び第6条に規定する届出をするときは、協力事業者は、所有者等の同意を得て行わなければならない。

(情報提供)

第9条 市長は、空き家情報バンク登録台帳に登録された情報を公開し、利用希望

者に提供するものとする。

(媒介行為等)

第10条 市長は、空き家等に関する交渉、売買契約、賃貸借契約等については、一切これに関与しない。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、所有者等、利用希望者及び協力事業者で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 所有者等、利用希望者及び協力事業者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の各号に定める事項に留意のうえ適正に取り扱うものとし、この登録が取り消しされた後においても、同様とする。

(1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益もしくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

(2) 個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月21日から施行する。